

西東京市いじめ防止対策推進条例の骨子

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

これまでも、西東京市は、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないことを認識し、児童等が主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう人権教育の充実を図ってきました。しかし、いじめはどの学校でも、どの児童等にも起こり得るものであり、今まで以上にいじめの防止等のための取組を確実に推進する必要があります。

このような認識の下、西東京市民憲章(平成16年西東京市告示第11号)本文にある「このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい」の実現に向け、いじめの防止等のための対策を更に推進し、いじめを許さない心を育みます。

いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友達に知らせて、すぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、児童等が安心して生活することができる環境の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

(目的)

この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、西東京市、西東京市教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市及び教育委員会の対策に関する基本的な事項を定めることで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

(用語の定義)

- ・ いじめ
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。
- ・ いじめの防止等
いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を組織的に行うことをいいます。
- ・ 学校
西東京市立学校設置条例(平成13年西東京市条例75号)別表に定める小学校及び中学校をいいます。
- ・ 児童等
学校に在籍する児童又は生徒をいいます。
- ・ 保護者
親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいいます。

(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が安心かつ安全に学校生活その他の日常活動を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等が、いじめが人権侵害であり絶対に許されるものではないことと正しく認識し、いじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければなりません。

学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、常に児童等の状況を把握し、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければなりません。

いじめの防止等のための対策は、学校、市、教育委員会、東京都、地域住民、家庭その他の関係者及び関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってははいけません。

(市の責務)

市は、基本理念にのっとり、都並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進しなければなりません。

(教育委員会の責務)

教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければなりません。

(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に関する基本的な考えを当該学校に在籍する児童等の保護者及び、地域住民等へ明らかにし、いじめの防止に関する機関及び団体と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に万全を期すとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければなりません。

(保護者の責務)

保護者は、児童等の教育について第一義的責任を有するものであり、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとします。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとします。

保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。

(西東京市いじめ防止対策推進基本方針)

市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を西東京市いじめ防止対策推進基本方針として定めます。

(西東京市いじめ問題対策連絡協議会)

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携を図るため、西東京市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、学校、教育委員会、田無警察署、小平児童相談所その他関係者をもって組織します。

(西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会)

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置します。

西東京市いじめ問題対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。

西東京市いじめ問題対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができます。

西東京市いじめ問題対策委員会は、学校において重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

西東京市いじめ問題対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織します。

西東京市対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げません。

前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めます。

(西東京市いじめ問題調査委員会)

西東京市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、西東京市いじめ問題調査委員会を置くことができます。

調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、調査を行い、その結果を答申します。

学校、教育委員会、その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めます。

調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織します。

委員の任期は、市長が任命したときから、第2項の答申が終了するときまでとします。

市長は、調査委員会を設置したとき、答申があったときは、これを西東京市議会に報告します。

前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めます。